

平成19年第1回

石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

自 平成19年3月29日

至 平成19年3月29日

石川県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1号（3月29日）

1. 招集年月日	1
1. 招集場所	1
1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した職員	1
1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 臨時議長の紹介	3
1. 開 会（午後1時22分）	3
1. 開 議	3
1. 仮議席の指定	3
1. 広域連合長あいさつ	3
○広域連合長（山出 保君）	3
1. 議長の選挙	4
1. 当選の告知	4
1. 当選の承諾	4
○1番（平田誠一君）	5
1. 議席の指定	5
1. 諸般の報告	5
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 副議長の選挙	6
1. 当選の告知	6
1. 当選の承諾	6
○11番（南 邦夫君）	6
1. 議会議案上程（議会議案第1号）	7
1. 提案理由の説明	7
○3番（長田良一君）	7
1. 採 決	7
1. 議案上程（議案第1号）	8
1. 提案理由の説明	8
○広域連合長（山出 保君）	8
1. 質 疑	8
1. 採 決	8
1. 副広域連合長あいさつ	8
○副広域連合長（西田耕豊君）	9
1. 議案上程（議案第2号～議案第4号）	9

1. 提案理由の説明	9
○広域連合長（山出 保君）	9
1. 質 疑	10
1. 採 決	10
1. 議案上程（議案第5号～議案第8号）	10
1. 提案理由の説明	10
○広域連合長（山出 保君）	10
1. 質 疑	11
1. 採 決	11
1. 選挙管理委員及び補充員の選挙	11
1. 議案上程（議案第9号）	13
1. 提案理由の説明	13
○広域連合長（山出 保君）	13
1. 質 疑	13
1. 採 決	14
1. 議案上程（議案第10号）	14
1. 提案理由の説明	14
○広域連合長（山出 保君）	14
1. 質 疑	14
1. 採 決	14
1. 閉 議	15
1. 閉 会（午後2時2分）	15
〔参照〕 議会議案第1号 石川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則について	
1. 署名議員	24

平成19年3月29日（木曜日）

第 1 号

○招集年月日

平成19年3月29日

○招集場所

金沢市観光会館

○出席議員（17名）

1番 平田 誠一（金沢市）君	2番 仙田 忍（七尾市）君
3番 長田 良一（小松市）君	5番 泉谷満寿裕（珠洲市）君
6番 大幸 甚（加賀市）君	7番 川口 正雄（羽咋市）君
8番 杉本 正一（かほく市）君	9番 北村 登（白山市）君
10番 荒田 正信（能美市）君	11番 南 邦夫（川北町）君
12番 徳野与志一（野々市町）君	13番 山崎 太市（津幡町）君
14番 八田外茂男（内灘町）君	15番 竹内 利長（志賀町）君
16番 林 一郎（宝達志水町）君	17番 杉本 栄蔵（中能登町）君
19番 持木 一茂（能登町）君	

○欠席議員（2名）

4番 梶 文秋（輪島市）君	18番 石川 宣雄（穴水町）君
---------------	-----------------

○説明のため出席した者

広域連合長 山出 保 君	副広域連合長 西田 耕豊 君
事務局長 西川 文明 君	総務課長 岡部 亮 君

○職務のため出席した職員

事務局次長 岡 健一 君

○議事日程（第1号）

平成19年3月29日（木）午後1時20分開議

日程第1 臨時議長の紹介

日程第2 仮議席の指定

日程第3 議長の選挙

- 日程第4 議席の指定
 - 日程第5 諸般の報告
 - 日程第6 会議録署名議員の指名
 - 日程第7 会期の決定
 - 日程第8 副議長の選挙
 - 日程第9 議会議案第1号
 - 日程第10 議案第1号
 - 日程第11 議案第2号から議案第4号まで
 - 日程第12 議案第5号から議案第8号まで
 - 日程第13 選挙管理委員及び補充員の選挙
 - 日程第14 議案第9号及び議案第10号
-

○本日の会議に付した事件

- 議会議案第1号 石川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則について
- 議案第1号 石川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 議案第2号 専決処分（平成18年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）の承認について
- 議案第3号 専決処分（石川県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置に関する条例ほか28件の条例の制定について）の承認について
- 議案第4号 専決処分（石川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について）の承認について
- 議案第5号 平成19年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第6号 石川県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 石川県後期高齢者医療広域連合広域計画について
- 議案第9号 石川県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 議案第10号 石川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

- 議長の選挙
- 副議長の選挙
- 選挙管理委員及び補充員の選挙

○年長議員の紹介

○次長（岡 健一君） 事務局の岡です。本定例会は、広域連合設立後、初めての議会です。議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の川口正雄議員をご紹介します。

〔臨時議長（川口正雄君）議長席に着席〕

○臨時議長（川口正雄君） ただいまご紹介をいただきました川口です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくおねがい申し上げます。

~~~~~

## ○開会・開議

午後1時22分 開会

○臨時議長（川口正雄君） ただいまの出席議員数は17名で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

なお、広域連合議会会議規則が制定されておられません、今議会に提案される石川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案に準じて進行したいと思います。

~~~~~

○仮議席の指定

○臨時議長（川口正雄君） それでは、日程第2仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今着席の議席とします。

~~~~~

## ○広域連合長あいさつ

○臨時議長（川口正雄君） ここで、山出広域連合長より招集のごあいさつをお願いいたします。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） この度の能登半島の地震によりまして、お亡くなりになられた方に心からご冥福をお祈り申し上げ、また、被災された住民の皆さまには、心からお見舞い申し上げたいと思います。同時にまた、一日も早い復興を願っております。

さて、石川県後期高齢者医療広域連合は、今年の2月1日に設立されました。私が、初代の広域連合長として、新しい組織運営の任に当たらせていただくということになったわけでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

申し上げるまでもありません、後期高齢者医療の広域連合なるものは、超高齢社会における高齢者医療制度の運営主体といたしまして、各都道府県単位で設立されるものでございます。法の施行を平成20年の4月1日に控えまして、平成19年度は、早急に、後期高齢者医療制度に関する電算システムを構築する。同時に保険料額の決定等重要案件につきまして、県内各市と町の方々のご理解を得ながら取り組んでいかなくてはならないわけでございます。非常に重要な年であると認識しております。

今日の議会は、石川県後期高齢者医療広域連合設立後、初めての議会になります。専決処分をいたしました平成18年度予算、それから条例等の報告、承認をお願いしたいと思っておりますし、平成19年度の予算、各委員会の人事案件、広域計画の作成など、重要な案件をご審議いただく予定でございます。上程議案の趣旨をご理解くださいますと、どうぞ、適正なご議決いただきますようお願い申し上げますとともに、今後とも、広域連合運営にご協力をくださいますようお願いをして、簡単ですが、ごあいさつにさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

~~~~~

○議長の選挙

○臨時議長（川口正雄君） これより、日程第3議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川口正雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川口正雄君） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定しました。議長に平田誠一君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました平田誠一君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川口正雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました平田誠一君が議長に当選されました。

~~~~~

## ○当選の告知

○臨時議長（川口正雄君） ただいま議長に当選された平田誠一君が議場におられます。

会議規則第28条第2項の規定によって、当選の告知をします。

〔「議長、1番」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

○当選の承諾

○臨時議長（川口正雄君） 議長に当選した平田誠一君から発言を求められているので、これを許します。

〔1番（平田誠一君）登壇〕

○1番（平田誠一君） ただいま、皆様方のご推挙をいただき、議長に就任いたしました、金沢市の平田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先日の能登半島地震で各市や各町において、大変なご苦労されておいでになります。心からお見舞いを申し上げたい、というように思います。

この議会は、石川県後期高齢者医療広域連合として、2月1日にスタートいたしました。初代の議長としてその責任の重さを痛感いたしております。

本県広域連合の議会は、市議会議員、それから町議会議員、市長、町長の4者から構成されております。これまでにない、新しい組織であります。微力ではありますが、議長として最大限の努力をしながら皆様のご期待にそえるようにがんばってまいります。どうぞご協力いただきますよう心からお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○臨時議長（川口正雄君） ただいま平田誠一君から議長当選の承諾がありましたので、議長に決定いたしました。

それでは、平田議長、議長席にお着き願います。

以上で臨時議長の職務は終了しました。ご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

〔臨時議長（川口正雄君）退席、議長（平田誠一君）着席〕

~~~~~

## ○議席の指定

○議長（平田誠一君） それでは、議事を進行させます。まず、日程第4議席の指定を行います。議席は、ただいま着席の席を議席といたします。

~~~~~

○諸般の報告

○議長（平田誠一君） 日程第5諸般の報告を行います。

平成19年2月1日付で広域連合長専決処分事項について報告がありました。

2月1日の広域連合設立に伴い、選挙管理委員及び補充員の選挙を行うべき事由が発生しました。

地方自治法第121条の規定に基づき、広域連合長に対し、出席を要求しております。

広域連合長から説明員の委任及び委託について報告がありました。以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## ○会議録署名議員の指名

○議長（平田誠一君） 次に、日程第6会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に仙田忍君及び杉本栄蔵君を指名します。

~~~~~

○会期の決定

○議長（平田誠一君） 次に、日程第7会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日一日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

~~~~~

### ○副議長の選挙

○議長（平田誠一君） 次に、日程第8副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。副議長に南邦夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました南邦夫君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました南邦夫君が副議長に当選されました。

~~~~~

○当選の告知

○議長（平田誠一君） ただいま副議長に当選された南邦夫君が議場におられますので、会議規則第28条第2項の規定によって、当選の告知をします。

〔「議長、11番」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

### ○当選の承諾

○議長（平田誠一君） 南邦夫君。

〔11番（南 邦夫君）登壇〕

○11番（南 邦夫君） いまほど、皆様方のご推挙によりまして、副議長に選ばれました川北町の南でございます。

まず、能登半島地震におかれましては、被災者の皆様そしてまた各町あるいは市の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

さて、石川県後期高齢者医療広域連合設立後の最初の議会におきまして、副議長に選

ばれましたことは、光栄なことと同時に、その重責を痛感しております。

すぐれた平田議長さんのもと、副議長として議会運営にあたり、及ばずながら務めてまいりたいと思っております。

皆様方のご支援をよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますけども、ごあいさつといたします。ありがとうございました。 (拍手)

○議長（平田誠一君） ただいま南邦夫君から副議長当選の承諾がありましたので、副議長に決定いたしました。

~~~~~

○議会議案上程

○議長（平田誠一君） 次に、日程第9議会議案第1号石川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則についてを議題といたします。

~~~~~

### ○提案理由の説明

○議長（平田誠一君） 提案理由の説明を提出者である長田良一君から求めます。  
〔議長、3番と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 長田良一君。  
〔3番（長田良一君）登壇〕

○3番（長田良一君） 議長からお呼び出しをいただきました、小松市議会の長田でございます。

ただいま上程を賜りました議会議案第1号について提案理由の説明を申し上げさせていただきます。具体的な内容につきましては、お手元に配布の議案書のとおりであります。その経緯、経過などについて、簡単に説明させていただきます。

平成19年2月1日をもって、石川県後期高齢者医療広域連合が誕生したわけですが、当議会が最初の議会でありますので、まず、会議規則を制定する必要があります。

したがって、地方自治法第292条によって準用される、同法第120条の規定に基づき、標準市議会会議規則及び町村議会会議規則等に準拠し、石川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を制定するため、議案として提出するものであります。どうか議員各位におかれましては、慎重ご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

~~~~~

○採 決

○議長（平田誠一君） お諮りします。

議会議案第1号については質疑その他を省略して、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。議会議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会議案第1号については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

### ○議案上程

○議長（平田誠一君） 次に、日程第10議案第1号石川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題とします。

~~~~~

○提案理由の説明

○議長（平田誠一君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長山出保君。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） 議案第1号石川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてご説明申し上げます。

新たな高齢者医療制度の運営主体として設立されました、石川県後期高齢者医療広域連合でございますが、組織の円滑な運営には、構成するすべての市と町が緊密に連携を取る必要があります、この構成市町間の連絡調整が大変重要となっております。

広域連合長として私が市から選出をされましたので、副広域連合長につきましては、町からの代表を選任したいと思ひまして、石川県町長会相談役である、川北町の西田耕豊町長を選任いたしたく、提案させていただいたものでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

~~~~~

### ○質 疑

○議長（平田誠一君） 提案理由の説明が終わりました。本案につき、ご質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

○採 決

○議長（平田誠一君） ないようでありますので、これより採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

### ○副広域連合長あいさつ

○議長（平田誠一君） ここで、副広域連合長の出席を求めることとします。

〔副広域連合長（西田耕豊君）議場入場・着席〕

○議長（平田誠一君） ただいまご出席いただきました、西田耕豊副広域連合長から、あいさつの申し出がありましたので、これを許します。

西田耕豊君。

〔副広域連合長（西田耕豊君）登壇〕

○副広域連合長（西田耕豊君） ただいま、選任同意をいただきました。川北町長の西田でございます。

まず、今なお余震も続いているわけですが、能登半島地震により被災を受けられました市や町、また、地域住民の皆様方には、心からお見舞いを申し上げておきます。

ご案内のとおり、来年4月から施行されます新たな高齢者医療制度の運営母体となります本広域連合の副連合長に選ばれましたことは、誠に責任重大であろうかと認識をいたしております。

この後期高齢者医療広域連合の運営は、ご案内のとおり、これからの高齢者福祉にかかわる大きな課題でもあるわけですが、一方では、新たな制度、新たな組織であるがゆえに、いろいろと問題もあるところでございます。山出広域連合長の補佐役といたしまして、これから円滑に施行ができますようにあい務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（平田誠一君） 副広域連合長のあいさつは終わりました。

~~~~~

○議案上程

○議長（平田誠一君） それでは、議事を進行します。日程第11議案第2号専決処分（平成18年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）の承認についてないし議案第4号専決処分（石川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について）の承認についてを一括して議題といたします。

~~~~~

## ○提案理由の説明

○議長（平田誠一君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長山出保君。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） ご説明を申し上げます。まず、議案第2号の平成18年度石川県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算の専決処分は、広域連合設立後の2月及び3月の2カ月間の広域連合の運営に必要な経費でございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,300万円としたものでございます。

歳出の主なものとしましては、派遣職員の人件費負担金、事務所移転に係る改修工事費、事務所で使用する庁用備品購入費、財務会計システム導入等のための経費を計上したものであります。歳入につきましては、各市町からの負担金と国庫補助金をあてております。

次に、議案第3号の石川県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める条例のほか28件の条例の制定の専決処分は、事務所の位置条例などいずれも地方自治法及び地

方公務員法等の規定に則し、広域連合設立にあたり運営上で必要となる条例について、制定したものでございます。これらの条例につきましては、広域連合構成市町の条例等を参考に制定いたしております。

最後に、議案第4号の石川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定の専決処分は、地方自治法の規定に基づき、株式会社北國銀行を指定金融機関に指定するものでございます。

以上、2月1日に専決処分した件について、広域連合議会に報告をし、ご承認をいただきたく提案するものでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

~~~~~

○質 疑

○議長（平田誠一君） 提案理由の説明が終わりました。本案につき、ご質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

## ○採 決

○議長（平田誠一君） ないようでありますので、これより採決いたします。お諮りします。

議案第2号ないし議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号ないし議案第4号については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議案上程

○議長（平田誠一君） 次に、日程第12議案第5号平成19年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算ないし議案第8号石川県後期高齢者医療広域連合広域計画についてを一括して議題といたします。

~~~~~

## ○提案理由の説明

○議長（平田誠一君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長山出保君。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） 議案第5号の平成19年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

平成20年4月からの後期高齢者医療制度のスタートに向けての本格的な準備を行うための必要な経費を柱として編成し、広域連合電算処理システム整備、関係市町と広域連合の情報共有のためのネットワーク整備、被保険者証等作成費、制度周知のための広報費などを計上するとともに、職員につきましては、平成19年度から現在の10名

体制を21名体制に増員をしまして、本格的な制度施行に備えることにし、そのための派遣職員人件費負担金、また、広域連合事務所借り上げなどの広域連合の運営のために必要となる経常的経費の計上をお願いするものであります。歳入歳出の総額をそれぞれ5億4,307万円としており、その財源につきましては、構成市町からの負担金と国庫補助金をあてて調製しているものであります。

次に、議案第6号石川県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現在、事務所が入居している金沢市広坂2丁目1番1号石川県広坂庁舎から金沢市幸町12番1号の石川県幸町庁舎へ移転することとし、条例を改正するものであります。

議案第7号石川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の例に準じ、職員に認められていた有給の休息時間を廃止するものであります。

最後に、議案第8号石川県後期高齢者医療広域連合広域計画についてであります。広域連合の広域計画は、地方自治法第291条の7において、広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、作成しなければならないこととされております。当広域連合の広域計画は、後期高齢者医療に関する事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合と構成する関係市町がそれぞれ処理する事務を明確にするために策定するものであります。以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

~~~~~

○質 疑

○議長（平田誠一君） 提案理由の説明が終わりました。本案につき、ご質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

## ○採 決

○議長（平田誠一君） ないようでありますので、これより採決いたします。お諮りします。

議案第5号ないし議案第8号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号ないし議案第8号については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

○選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（平田誠一君） 次に、日程第13石川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にし

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、

金沢市みどり3丁目28番地

川原立人君、

かほく市宇野気214番地1

北野清二郎君、

河北郡津幡町字加賀爪ホ15番地3

由雄捷悦君、

河北郡内灘町字鶴ヶ丘4丁目1番地378

竹川雄二郎君。

以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、

川原立人君、

北野清二郎君、

由雄捷悦君、

竹川雄二郎君。

以上の方々が石川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に当選されました。

○議長（平田誠一君） 次に、選挙管理委員補充員には、

白山市黒瀬町17番地

瀬東一雄君、

能美市福島町ノ24番地

中本建君、

石川郡野々市町押野1丁目210番地

松田繁君、

羽咋郡宝達志水町見砂ヌ230番地

坂口弥八君。

以上の方々を指名します

お諮りします。

ただいま指名した方々を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、

瀬東一雄君、
中本建君、
松田繁君、
坂口弥八君。

以上の方々が石川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長（平田誠一君） 次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

~~~~~

### ○議案上程

○議長（平田誠一君） 次に、日程第14まず、議案第9号石川県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

~~~~~

○提案理由の説明

○議長（平田誠一君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長山出保君。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） 議案第9号の公平委員会委員の選任につきましては、永山憲三さん、金津五雄さん、小堀幸穂さん、以上をそれぞれ選任いたしたく、地方公務員法の規定により議会の同意を願うものであります。

いずれの方も人格高潔、人事行政に関しまして、知識と識見を有し、公平委員として、適任である方であります。以上、選任につきましてご審議のうえ、よろしくご決議を賜りますようお願いいたします。

~~~~~

### ○質 疑

○議長（平田誠一君） 提案理由の説明が終わりました。本案につき、ご質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

○採 決

○議長（平田誠一君） ないようでありますので、これより採決いたします。
お諮りします。

議案第9号については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号については、原案のとおり同意することと決しました。

~~~~~

## ○議案上程

○議長（平田誠一君） 次に、議案第10号石川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、杉本正一君の退場を求めます。  
〔8番（杉本正一君）退場〕

~~~~~

○提案理由の説明

○議長（平田誠一君） 提出者から提案理由の説明を求めます。
広域連合長山出保君。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） 議案第10号の監査委員の選任についてでございます。
識見委員として、山形紘一さんを代表監査委員に、また、議会より推薦をいただきました杉本正一議員を監査委員に選任をいたしたく、規約第16条第2項の規定により、議会の同意を願うものでございます。

いずれの方も人格高潔、行政及び財政事務に関し知識と識見を有し、監査委員として、適任であると思っております。監査委員の選任につきましてご審議のうえ、よろしくご決議をいただきますようお願いをいたします。

~~~~~

## ○質 疑

○議長（平田誠一君） 提案理由の説明が終わりました。本案につき、ご質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

○採 決

○議長（平田誠一君） ないようでありますので、これより採決いたします。
お諮りします。

議案第10号については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、原案のとおり同意することと決しました。

○議長（平田誠一君） 杉本正一君の除斥を解除いたしますので、入場を求めます。

〔8番（杉本正一君）入場〕

~~~~~

### ○閉議・閉会

○議長（平田誠一君） 以上をもって、今期定例会の議事全部を終了いたしました。

これをもって、平成19年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時2分 閉会

---

[参 照]

---

議会議案第1号

石川県後期高齢者医療広域連合議会議規則について

石川県後期高齢者医療広域連合議会議規則を別紙のように制定する。

平成19年3月29日提出

石川県後期高齢者医療広域連合議会議長 殿

提出者 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員 長 田 良 一

賛成者 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員 山 崎 太 市

---

石川県後期高齢者医療広域連合議会議規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 議案及び動議（第12条—第17条）
- 第3章 議事日程（第18条—第21条）
- 第4章 選挙（第22条—第29条）
- 第5章 議事（第30条—第33条）
- 第6章 発言（第34条—第48条）
- 第7章 表決（第49条—第58条）
- 第8章 請願（第59条—第62条）
- 第9章 秘密会（第63条・第64条）
- 第10章 辞職（第65条・第66条）
- 第11章 規律（第67条・第68条）
- 第12章 懲罰（第69条—第73条）
- 第13章 会議録（第74条・第75条）
- 第14章 補則（第76条）

附則

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に会議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。

3 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(休会)

第8条 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

第9条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第10条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第113条の規定による出席催告の方法は、会議場に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

## 第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第12条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第13条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第14条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第16条 先の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(事件の撤回又は修正動議の撤回)

第 17 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で、前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

### 第 3 章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第 18 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第 19 条 議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第 20 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 21 条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって延会することができる。

### 第 4 章 選挙

(選挙の宣告)

第 22 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

2 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 23 条 投票による選挙を行うときは、議長は、前条第 1 項の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 24 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第 25 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第 26 条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票もれの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 27 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第 28 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第 29 条 議長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類と併せてこれを保存しなければならない。

## 第 5 章 議事

(議題の宣告)

第 30 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 31 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の説明、質疑)

第 32 条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑を行う。

2 提出者の説明は、議会の議決で省略することができる。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 33 条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

## 第 6 章 発言

(発言の許可)

第 34 条 発言は、すべて議長の許可を得なければならない。

(発言の要求)

第 35 条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2 人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第 36 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言、討論)

第 37 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第 38 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べるができない。

(質疑の回数)

第 39 条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について 2 回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第 40 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議にはかって決める。

(議事進行に関する発言)

第 41 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 42 条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の省略又は終結)

第 43 条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 44 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 45 条 議員は、広域連合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第 46 条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第 47 条 質問については、第 39 条及び第 43 条の規定を準用する。

(発言の取消又は訂正)

第 48 条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

## 第 7 章 表決

(表決問題の宣告)

第 49 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第 50 条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 51 条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第52条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を取らなければならない。

(投票による表決)

第53条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第54条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

(選挙規定の準用)

第55条 投票を行う場合には、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条第1項及び第29条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第56条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第57条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第58条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

## 第8章 請願

(請願書の記載事項等)

第59条 請願書には邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第60条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願書の朗読)

第 61 条 議長は、請願が議題に供されたときは、職員をして請願書を朗読させる。

(陳情書の処理)

第 62 条 陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の取扱の例による。

#### 第 9 章 秘密会

(指定者以外の退場)

第 63 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 64 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他にもらしてはならない。

#### 第 10 章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第 65 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 66 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

#### 第 11 章 規律

(規律)

第 67 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

2 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

3 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(議長の秩序保持権)

第 68 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

#### 第 12 章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第 69 条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(戒告又は陳謝の方法)

第 70 条 戒告又は陳謝は、議会の定めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第 71 条 出席停止は 3 日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合は、この限りでない。

(議員の退去)

第 72 条 出席を停止された議員が議会の会議に出席したときは、議長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第 73 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

## 第13章 会議録

(会議録の記載事項)

第74条 会議録には、議事のほか、開会及び閉会の日時、出席及び欠席の議員の番号及び氏名並びに議長において必要と認める事項を記載しなければならない。

(署名議員)

第75条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

## 第14章 補則

(補則)

第76条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかかって決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 川口 正雄

議会議長 平田 誠 →

署名議員 仙田 忍

署名議員 杉本 栄蔵